

## 川越市広報紙広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川越市広告掲載に関する要綱（平成20年10月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、広報紙への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報紙 川越市（以下「市」という。）が発行する広報川越をいう。
- (2) 広告枠 広告を掲載するため、広報紙に設けられたスペースをいう。
- (3) 広告掲載 広報紙に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。
- (4) 広告主 広告の掲載を希望し、広告代理店に申込みを行う者をいう。
- (5) 広告代理店 広報紙の広告を取り扱う権利を買い受けた者をいう。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広報紙に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン等の範囲は、川越市広告掲載に関する要綱第3条及び川越市広告掲載基準の規定によるものとする。

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、広告枠の数等については、別に定める。

### (広告を取り扱う権利の売却等)

第5条 広告掲載は、広報紙の広告を取り扱う権利を売却することにより行う。

- 2 広報紙の広告を取り扱う権利は、一括して1者に売却する。
- 3 第1項の規定による売却は、一般競争入札等により行う。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、毎月発行する定期発行号とし、広告主の申出に応じ、複数号の申込み及び掲載を認めることとする。

- 2 前項の規定による申込み及び掲載は、第5条第1項により売却された期間内とする。

( 広告掲載料 )

第7条 広告代理店が市に支払う広告掲載料は、第5条第1項により契約した額(消費税及び地方消費税相当分を含む。)とする。

2 広告掲載料は、市が指定する方法で期日までに納入するものとする。

3 既に納付された広告掲載料その他の料金は、還付しないものとする。ただし、広告代理店の責めに帰すべき事由がないと市が認めるときは、この限りでない。

( 広告掲載料の返還 )

第8条 広告代理店の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

( 広告の募集 )

第9条 広告の募集は、広告代理店が行う。

2 前項の募集を行う場合には、必要事項を市ホームページに掲載することとし、広告代理店の連絡先等を併せて表示するものとする。

( 広告掲載の申込み等 )

第10条 広告主は、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

2 同一の広告主が申し込みできる広告は、毎月発行する定期発行号において、1枠以内とする。

3 市税の滞納がある広告主の広告は、掲載しないものとする。

( 地域性及び公共性への配慮 )

第11条 広告代理店は、広報紙の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。

( 広告原稿の作成及び提出 )

第12条 広告の原稿は、広告主又は広告代理店が作成するものとする。

2 掲載する広告には、「広告」の文字を表示するものとする。

3 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告代理店が負担するものとする。

4 広告代理店は、市が指定する期日までに、当該広告の原稿及び確認書類を市に提出しなければならない。

5 市は、広告代理店が広告枠に広告掲載を行わないときは、広告枠に無料で記事を掲載できるものとする。

(広告主及び広告の審査)

第13条 前条第4項の規定により広告の原稿及び確認書類が提出されたときは、市は、当該原稿に係る広告主及び広告内容を審査し、広告主及び広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

2 前項の審査の結果、広告内容が川越市広告掲載基準第2条及び第3条に規定する基準を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、市は広告代理店に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、広告代理店は、市が指定する日までに広告内容の補正等をしなければならない。この場合において、指示の内容が広告内容の補正であるときは、広告代理店は、市が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

4 前項の規定による補正等を行った後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(広告代理店の責務)

第14条 広告代理店は、広告内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告代理店は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害を被ったという請求がなされた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決することとする。

(広告のホームページへの掲載について)

第15条 広告のホームページ等インターネット媒体への掲載は行わないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。